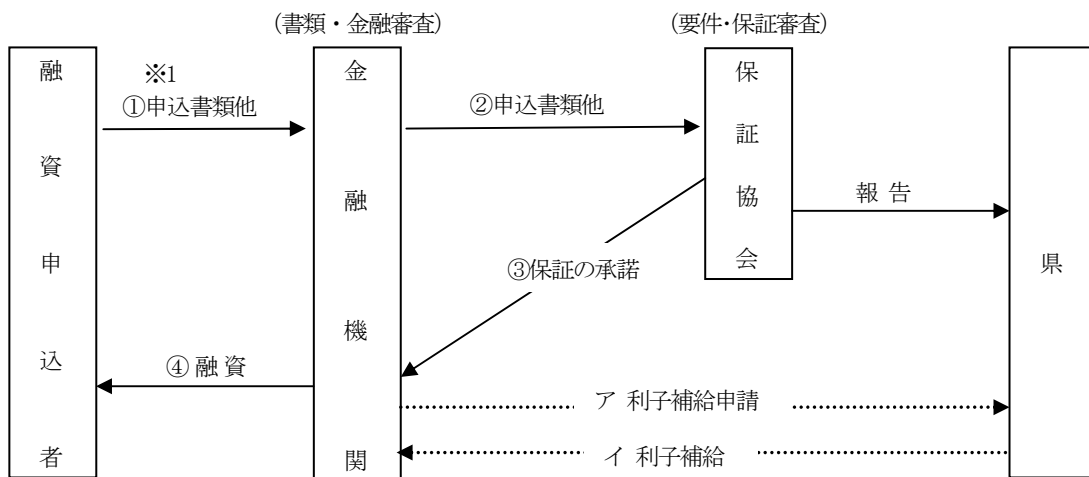


○ 県制度融資の主な事務の流れ

—————▶ 融資の流れ
▶ 利子補給の流れ

1. 経営改善資金（小口零細企業貸付を含む）、短期経営改善資金(注)

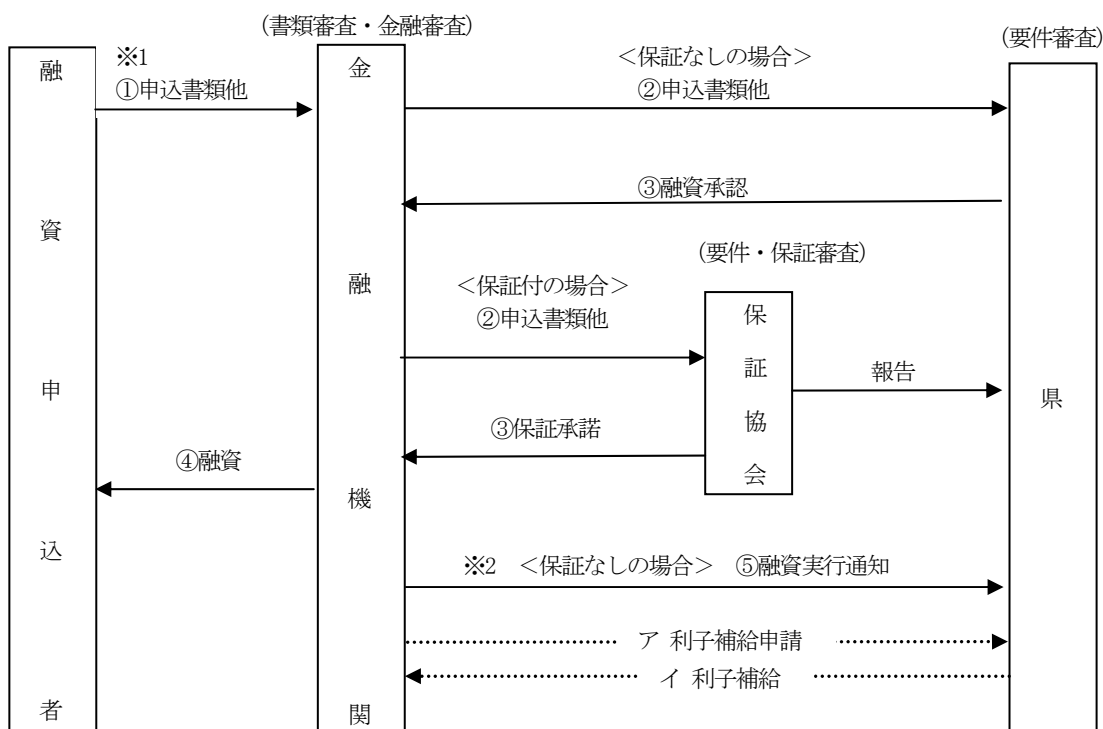


○協会は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあつせんするものとする。

(注)短期経営改善資金は、市町が上乘せ利子補給を行う場合があります。この場合の事務の流れは、申請する市町に確認してください。

- ※1 申込書類
- 申込書（経営改善資金：様式第1号、短期経営改善：様式2号）
 - 保証協会が定める書類
- （新規借入時に既借入金と一本化する場合（短期経営改善資金を除く））
- 借換計画書（様式第1号別紙2）

2. 経営改善資金(経営改善資金借換枠)



○県又は協会は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 借換計画書（様式第1号別紙1）
 - 県制度融資既借入金であることを証する書類（協会保証付き融資を借り換える場合を除く）
（経営安定関連保証を利用する場合）
 - 中小企業信用保険法第2条第5項に基づく特定中小企業者の認定書

<保証付の場合>

- 保証協会が定める書類

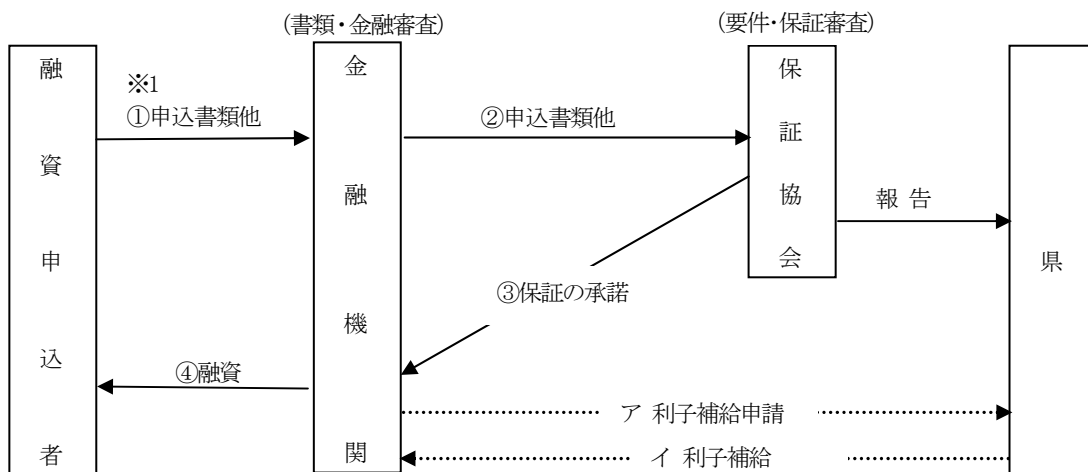
<保証なしの場合>

- 商業登記簿謄本の写し等

商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書

- ※2 融資実行後
- 融資実行通知書（様式第21号）
 - 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

3. 経営安定資金(経済変動対策貸付、連鎖倒産防止貸付、再生企業支援貸付)、中小企業災害対策資金(注)、経営力強化資金



○協会は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあつせんするものとする。

(注) 中小企業災害対策資金の事務の流れは、災害の規模等により変更となる場合があります。

※1 申込書類

<経済変動対策貸付>

- 申込書（様式第1号）
- 売上減少状況等報告書（様式第3号） *要綱別紙参照
- 原油・原材料高騰の影響状況等報告書（様式第4号） *要綱別紙参照
- 中小企業信用保険法第2条第5項による認定書 *要綱別紙参照
- 資金使途明細書（様式第5号）
- 保証協会が定める書類

(新規借入時に既往債務と一本化する場合)

- 借換計画書（様式第1号別紙2）

<連鎖倒産防止貸付>

- 申込書（様式第1号）
- 融資対象者を証する書類「事務取扱上の留意事項参照」
- 保証協会が定める書類

<再生企業支援貸付>

- 申込書（様式第1号）
- 中小企業信用保険法第2条第5項第8号に基づく認定書及び認定申請書に添付した事業計画書 *要綱別紙参照
- 信用保証書等貸付利率等を証する書類 *要綱別紙参照
- 保証協会が定める書類

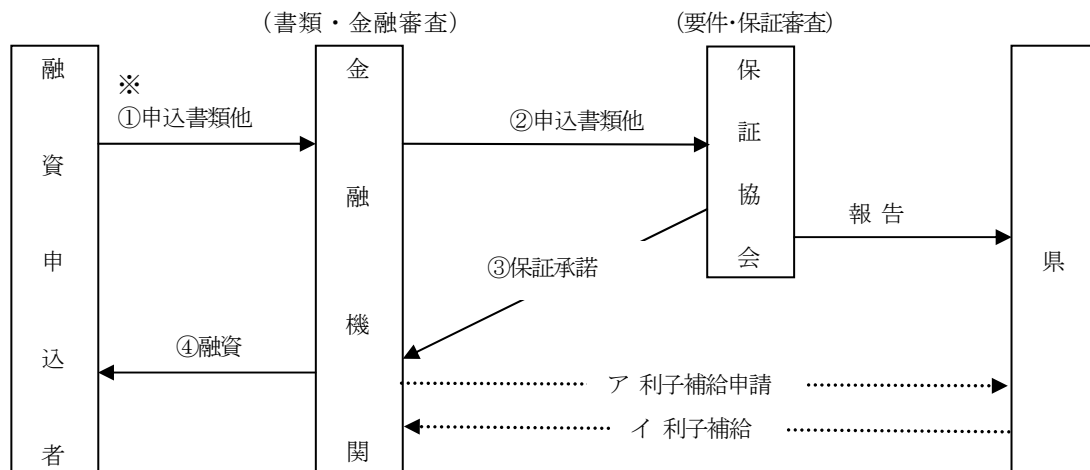
<中小企業災害対策資金>

- 申込書（様式第1号）
- 知事が定める書類
- 保証協会が定める書類

<経営力強化資金>

- 申込書（様式第1号）
- 保証協会が定める書類

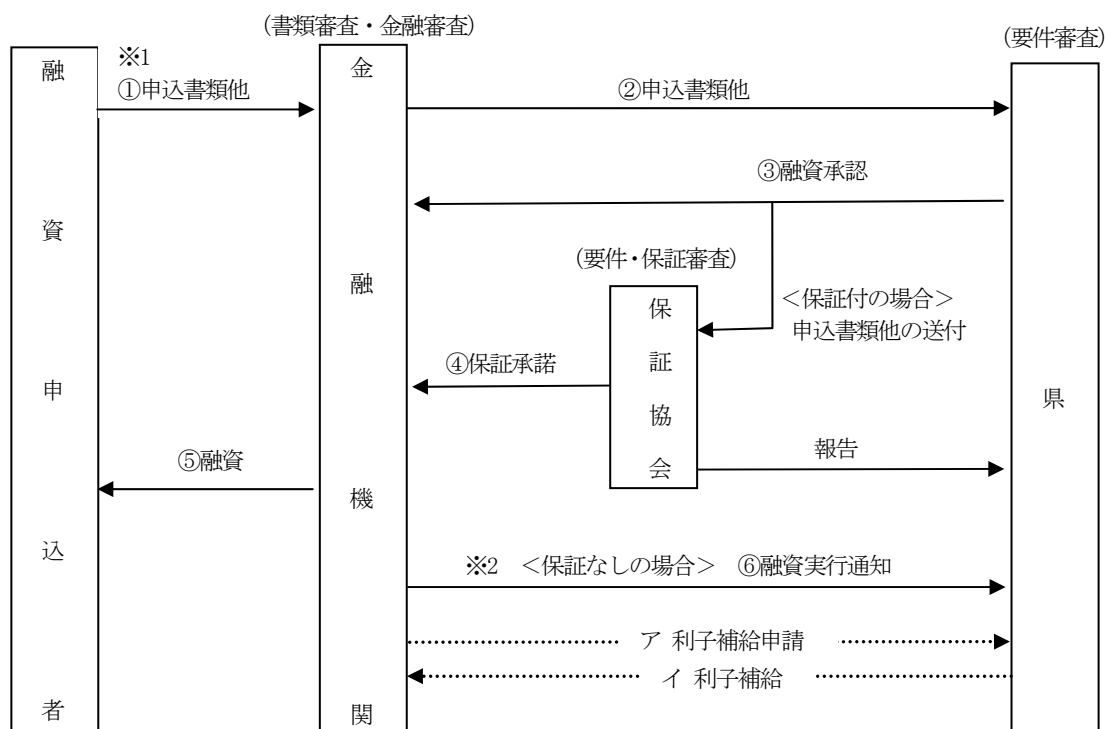
4. 開業パワーアップ支援資金



○協会は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関にあつせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 保証協会が定める書類
- （新規借入時に既往債務と一本化する場合）
- 借換計画書（様式第1号別紙2）

5. 新事業展開支援資金(経営革新等貸付・新分野貸付)

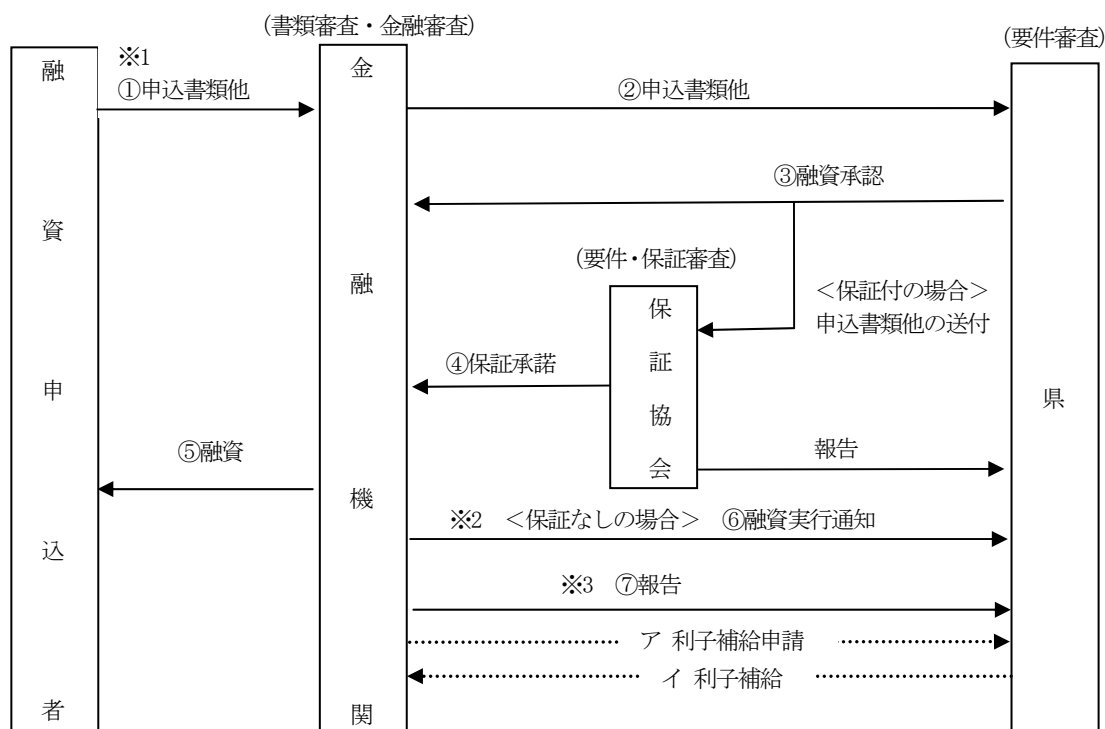


○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあつせんするものとする。

(注) 新分野貸付要件の資金使途2（海外投資を行うもの）の場合は、(公社) 静岡県国際経済振興会での申込みも可。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 決算書（最近2年間）
- (経営革新等貸付)
- その他
 - 融資対象者1 承認経営革新計画に係る承認書の写し（中小企業等経営強化法）
 - 融資対象者2 異分野連携新事業分野開拓計画に係る主務大臣認定書の写し（中小企業等経営強化法）
 - 融資対象者3 特定研究開発等計画に係る経済産業大臣認定書の写し（中小ものづくり高度化法）
 - 融資対象者4 地域産業資源活用事業計画に係る主務大臣認定書の写し（中小企業地域資源活用促進法）
 - 融資対象者5 農商工等連携事業計画に係る主務大臣認定書の写し（農商工等連携促進法）
 - 融資対象者6 経営力向上計画に係る主務大臣認定書の写し（中小企業等経営強化法）
 - 融資対象者7 地域経済牽引事業計画に係る認定書の写し（地域未来投資促進法）
 - 融資対象者8 中小企業経営資源活用新事業計画に係る認定申請書の写し、特定補助金の交付を証するもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成を受けたことを証するもの（旧産活法）
- (新分野貸付)
- 各計画の申請書類（計画の内容が分かるもの）
 - 事業計画書（様式第7号～10号）
- <保証付の場合>
- 保証協会が定める書類
- <保証なしの場合>
- 商業登記簿謄本の写し等
 - 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取っていない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書
- ※2 融資実行後 <保証なしの場合>
- 融資実行通知書（様式第21号）
 - 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

6. 新事業展開支援資金(少子化対策・障害者雇用支援貸付)



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 決算書（最近2年間）
- （少子化対策・障害者雇用支援貸付）
- 事業計画書（様式第11号）（資金使途2の場合を除く）
（見積書、図面及びカタログ又は写真を添付）
 - その他
 - 資金使途1 一般事業主行動計画策定・変更届の写し
 - 資金使途2 静岡県次世代育成支援企業認証書の写し
 - 資金使途4 障害者雇用状況報告書（様式第12号）、事業所別被保険者台帳照会、雇用している障害者の障害者手帳の写し

<保証付の場合>

- 保証協会が定める書類

<保証なしの場合>

- 商業登記簿謄本の写し等
商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等未取得している場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書

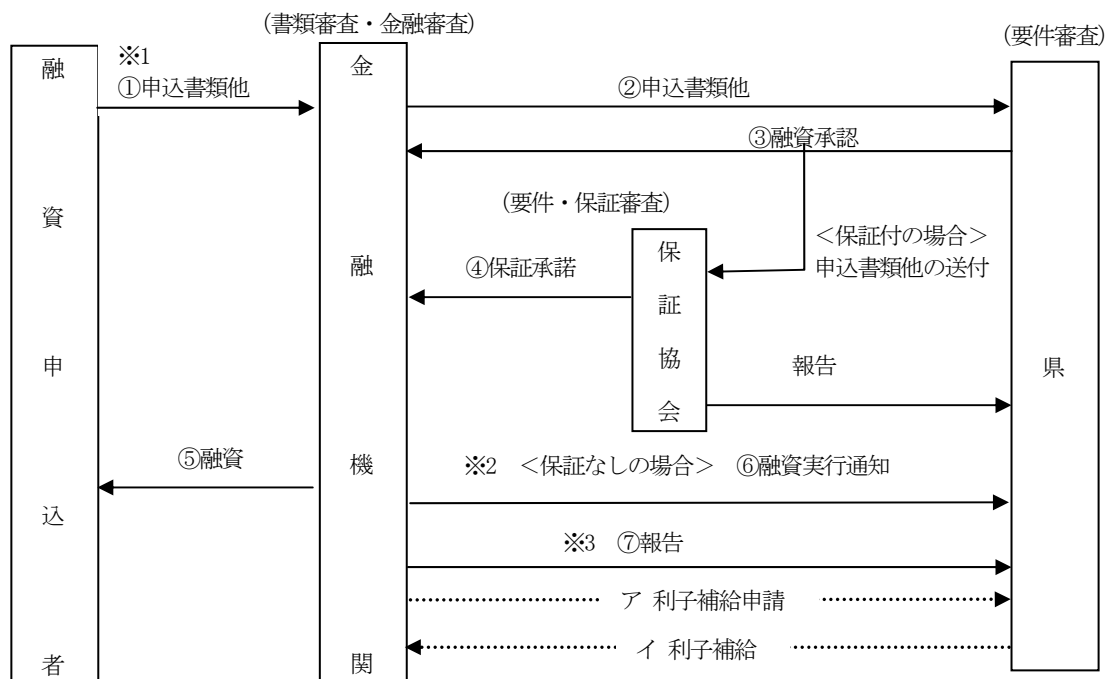
※2 融資実行後 <保証なしの場合>

- 融資実行通知書（様式第21号）
- 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

※3 報告

- 資金使途3の場合、障害者の新規雇用後、速やかに次に掲げる書類を取扱金融機関を通じて県に提出
- 新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - 新規雇用者の障害者手帳の写し

7. 防災・減災強化資金



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めたときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 事業計画書（様式第13号）
 - 決算書（最近2年間）
 - 見積書、図面、写真等
- (耐震改修計画の策定の場合)
- 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (建築物の建替えの場合)
- 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
 - 現有建築物の登記事項証明書等
 - 証明書（様式第14号）
- (建築物の改修の場合)
- 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
 - 耐震改修計画書
 - 証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し
- (困障の建替え、改修、非構造部材の改修、アスベストの飛散防止を行う場合）（該当する場合）
- 証明書（様式第14号）
- (防災・減災強化貸付の資金使途2 事業継続計画の実施の場合)
- 事業継続計画書
 - 自己診断チェックリスト
- (特定建築物耐震化特別貸付を利用する場合)
- 特定建築物確認書（様式第13号別紙）

<保証付の場合>

- 保証協会が定める書類

<保証なしの場合>

- 商業登記簿謄本の写し等

商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許可証等の写し（融資申込時に許可証等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書

※2 融資実行後 <保証なしの場合>

- 融資実行通知書（様式第 21 号） 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

※3 報告 事業実施後、速やかに次に掲げる書類を金融機関を通じて県に提出

（耐震診断の実施の場合）

- 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し

（耐震改修計画の策定の場合）

- 耐震改修計画書 証明書又は耐震改修計画の認定書の写し

（建築物の建替えの場合）

- 登記事項証明書

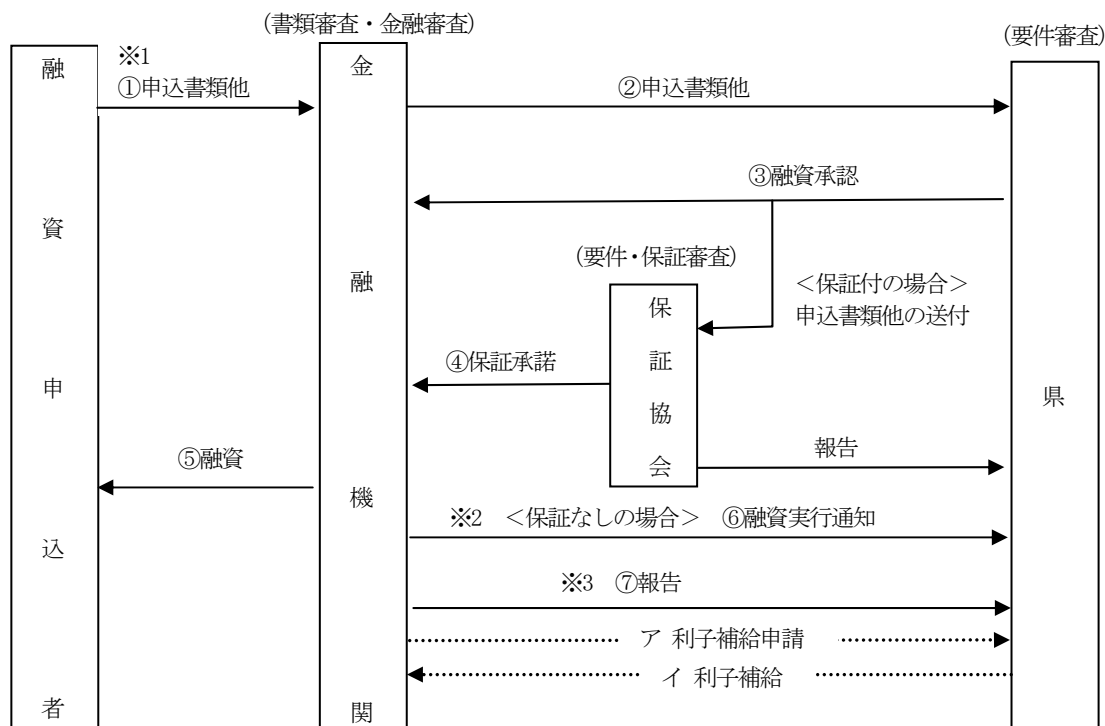
（建築物の改修の場合）

- 地震対策済であることを証する書類

（資金使途 2 事業継続計画の策定の場合）

- 事業継続計画書 自己診断チェックリスト

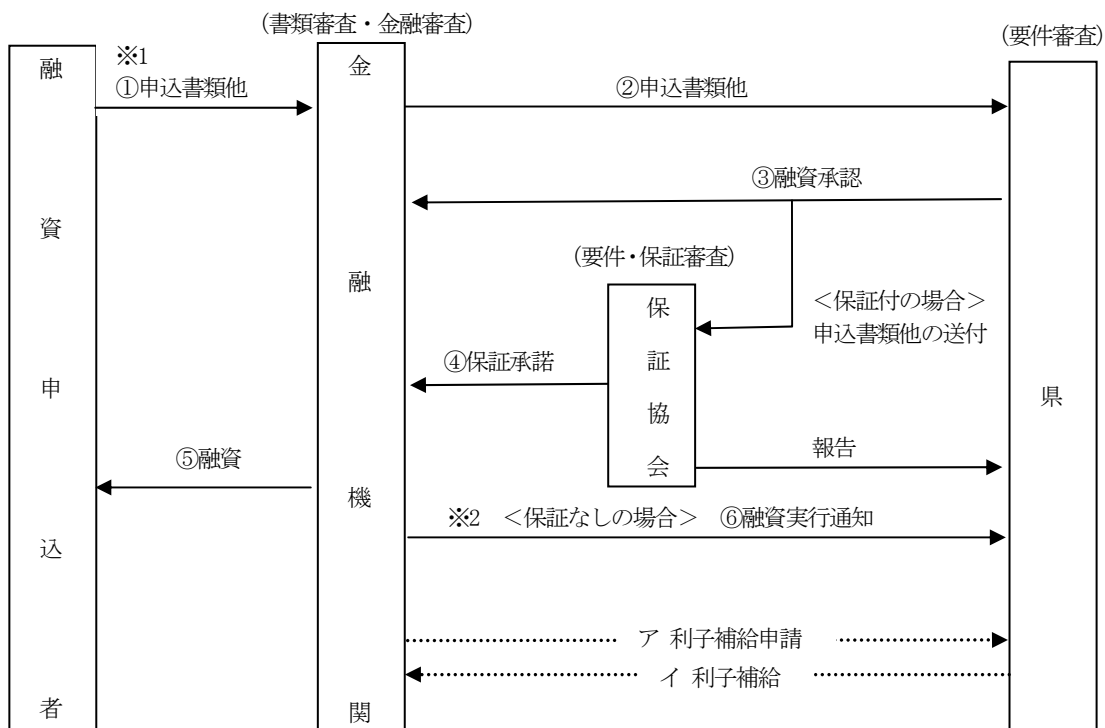
8. 地震リスク分散資金



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあつせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 事業計画書（様式第15号）
 - 現在地及び計画地の地図
 - 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し（耐震診断を要する場合）
 - 決算書（最近2年間）
 - 土地取得、工事等の見積書
- (建築物を建築する場合)
- 証明書（様式第14号）
 - 設計図書
- (既存建築物を取得する場合)
- 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
- (既存建築物を改修する場合)
- 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
 - 耐震改修計画書
 - 証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し
- <保証付の場合>
- 保証協会が定める書類
- <保証なしの場合>
- 商業登記簿謄本の写し等
商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書
- ※2 融資実行後 <保証なしの場合>
- 融資実行通知書（様式第21号）
 - 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）
- ※3 報告
- 事業実施後、速やかに次に掲げる書類を金融機関を通じて県に提出（土地・建築物の取得の場合、建築物の建築の場合）
- 登記事項証明書
- (建築物の改修の場合)
- 地震対策済であることを証する書類

9. 新エネ・省エネ設備等導入促進資金



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

- ※1 申込書類 申込書（様式第1号） 決算書(最近2年間)
 設備等の見積書

<保証付の場合>

- 保証協会が定める書類

<保証なしの場合>

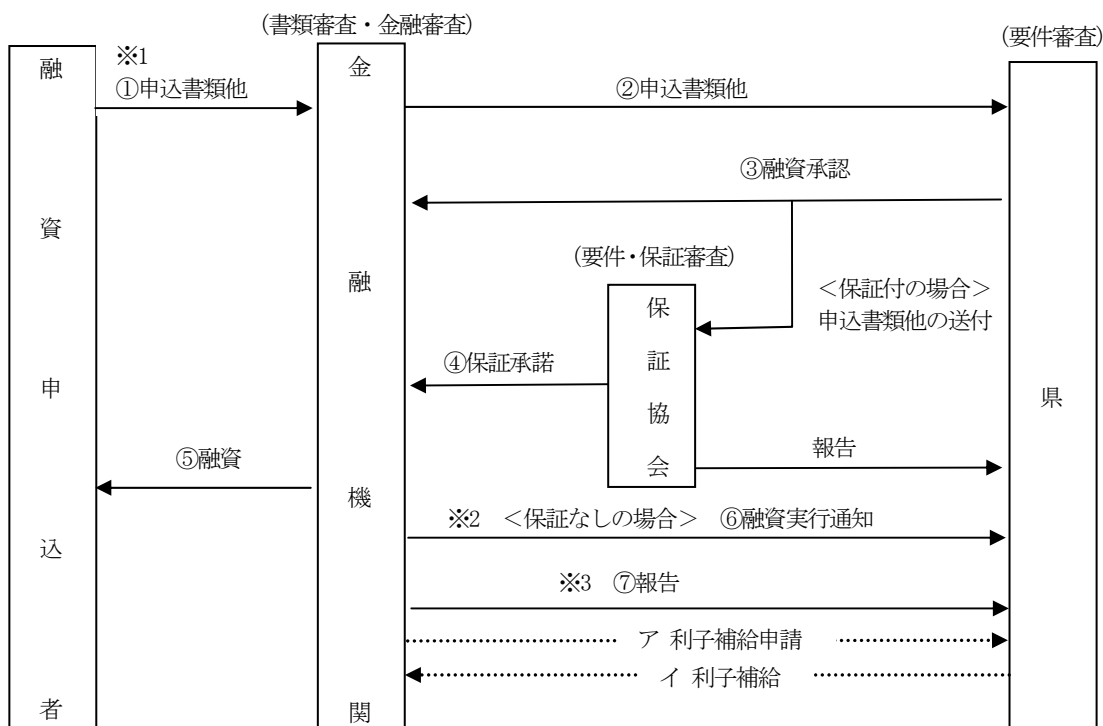
- 商業登記簿謄本の写し等

商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書

※2 融資実行後 <保証なしの場合>

- 融資実行通知書（様式第21号）
 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

10. 成長産業分野支援資金（成長産業分野支援貸付）
 （開業パワーアップ支援資金要件、新事業展開支援資金（新分野貸付要件又は経営革新等貸付要件）に該当する場合）



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

(注) 新分野貸付要件の資金使途2（海外投資を行うもの）の場合は、(公社) 静岡県国際経済振興会での申込みも可。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 決算書(最近2年間)
 - 成長産業分野支援資金確認書（様式第16号）
 - 土地・建築物等取得計画書（様式第17号）
 - 土地取得、工事等の見積書
 - 開業パワーアップ支援資金、新事業展開支援資金（新分野貸付、経営革新等貸付）に準ずる書類（建築物を建築・増築・改修する場合）
 - 設計図書

<保証付の場合>

- 保証協会が定める書類

<保証なしの場合>

- 商業登記簿謄本の写し等

商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書

※2 融資実行後 <保証なしの場合>

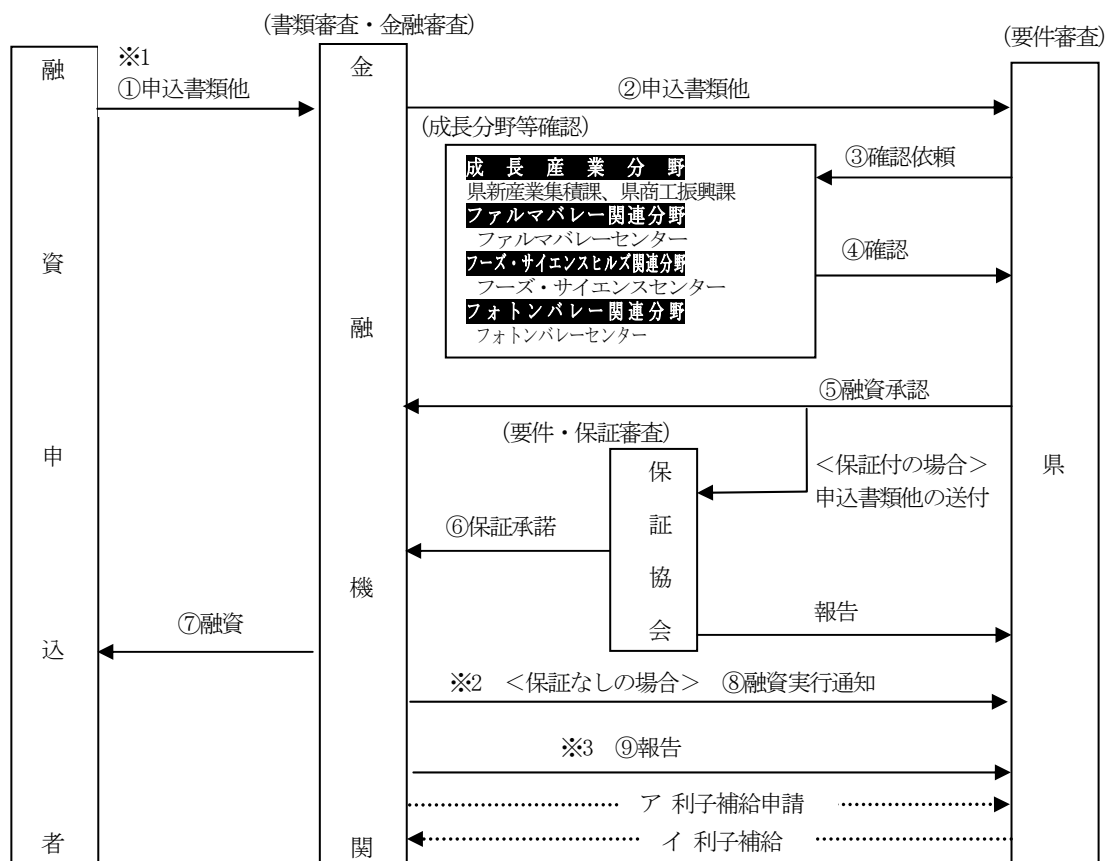
- 融資実行通知書（様式第21号）
- 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

※3 報告

事業実施後、速やかに次に掲げる書類を金融機関を通じて県に提出
 （土地・建築物の取得の場合、建築物の建築の場合、建築物を増築・改築する場合）

- 登記事項証明書

11. 成長産業分野支援資金（クラスター産業分野支援貸付）



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあつせんするものとする。

(注) 新分野貸付要件の資金使途2（海外投資を行うもの）の場合は、(公社) 静岡県国際経済振興会での申込みも可。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 決算書(最近2年間)
 - 成長産業分野支援資金確認書（様式第16号）
 - 事業計画書（様式第16号別紙）
 - 土地・建築物等取得計画書（様式第17号）
 - 土地取得、工事等の見積書
 - 開業パワーアップ支援資金、新事業展開支援資金（新分野貸付、経営革新等貸付）に準ずる書類（建築物を建築・増築・改修する場合）
 - 設計図書

<保証付の場合>

- 保証協会が定める書類

<保証なしの場合>

- 商業登記簿謄本の写し等
商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書

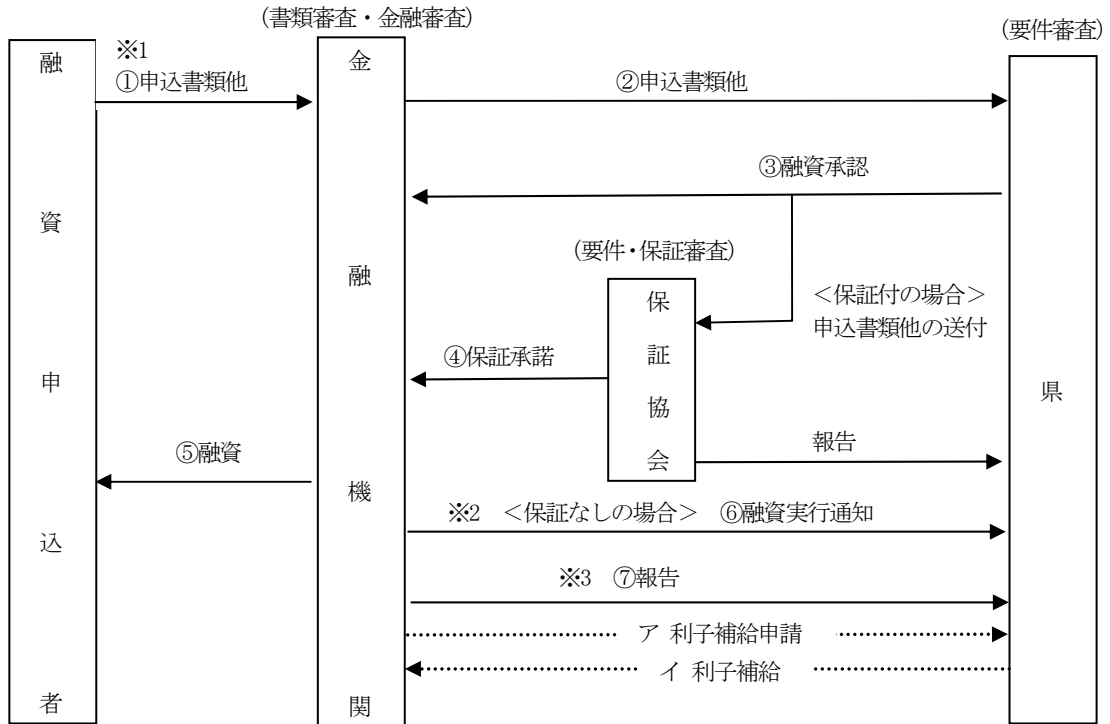
※2 融資実行後 <保証なしの場合>

- 融資実行通知書（様式第21号）
- 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）

※3 報告

- 事業実施後、速やかに次に掲げる書類を金融機関を通じて県に提出
(土地・建築物の取得の場合、建築物の建築の場合、建築物を増築・改築する場合)
- 登記事項証明書

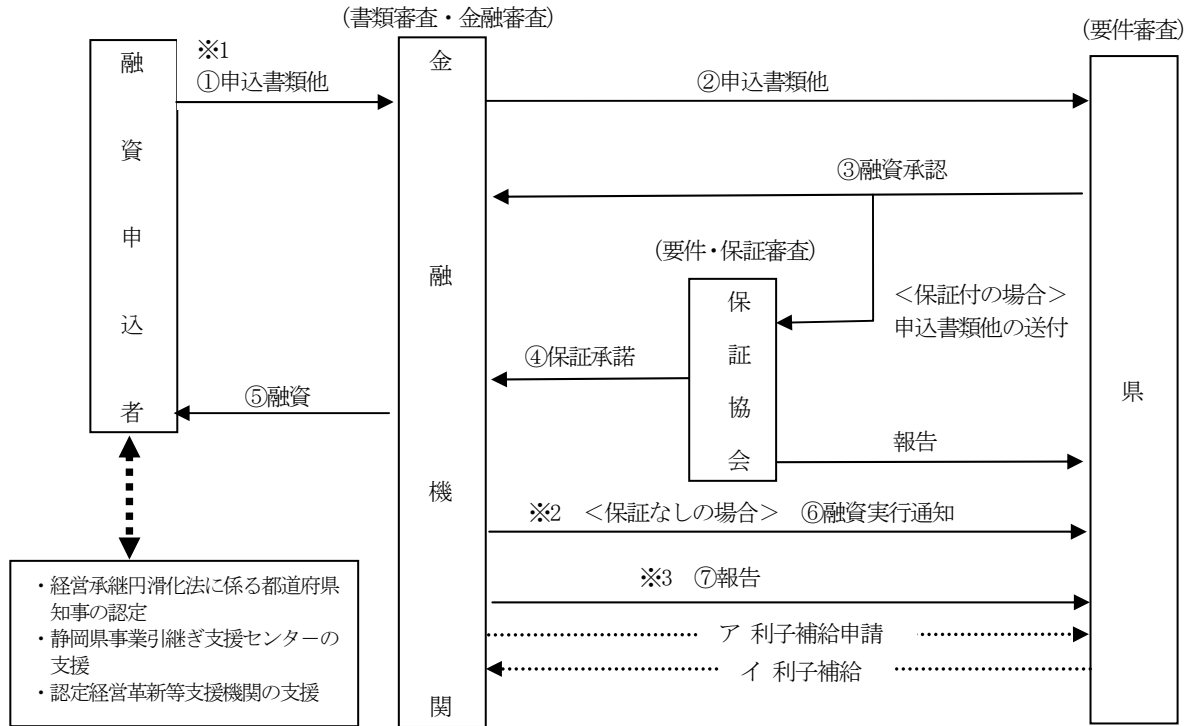
12. ふじのくにフロンティア推進資金



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 事業計画書（様式第18号）
 - ふじのくにフロンティア推進資金支給対象事業者確認書（様式第18号別紙）
 - 土地取得、工事等の見積書
 - 計画地の地図
 - (建築物を建築・増築・改修する場合)
 - 証明書（様式第14号）又は耐震改修計画の認定書の写し
 - 設計図書
 - (既存建築物の取得の場合)
 - 耐震診断結果報告書及び耐震判定委員会の判定書の写し
 - <保証付の場合>
 - 保証協会が定める書類
 - <保証なしの場合>
 - 商業登記簿謄本の写し等
 - 商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書
- ※2 融資実行後 <保証なしの場合>
- 融資実行通知書（様式第21号）
 - 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）
- ※3 報告 事業実施後、速やかに次に掲げる書類を金融機関を通じて県に提出
- 防災協定の写し又はBCPの写し
 - (土地・建築物の取得の場合、建築物の建築の場合)
 - 登記事項証明書
 - (建築物を増築・改築する場合)
 - 登記事項証明書
 - 地震対策済であることを証する書類

13. 事業承継資金



○県は、取扱金融機関以外の申込窓口（商工会議所、商工会、中央会、産業財団、県商工金融課）から申込書類の送付を受けた場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときには取扱金融機関にあっせんするものとする。

- ※1 申込書類
- 申込書（様式第1号）
 - 決算書（最近2年間）
 - 事業承継計画書（様式第19号）
 - 株主名簿（株式の取得に係る場合のみ）
- （経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた場合）
- 都道府県知事の認定書（写し）
- （静岡県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けた場合）
- 事業承継支援証明書（様式第20号）
- <保証付の場合>
- 保証協会が定める書類
- <保証なしの場合>
- 商業登記簿謄本の写し等
商業登記簿謄本の写し又は定款の写し、納税証明書（法人の場合は事業税及び県民税、個人の場合は事業税）、許認可証等の写し（融資申込時に許認可等を取得していない場合は、取得後速やかに県商工金融課に提出すること。）、印鑑証明書
- ※2 融資実行後 <保証なしの場合>
- 融資実行通知書（様式第21号）
 - 金融機関所定の償還計画を記した書類（写し）
- ※3 報告
- 事業承継後、速やかに次に掲げる書類を金融機関を通じて県に提出
 - 株主名簿（株式の取得に係る場合）